

## 対 照 表

### 刑の一部の執行猶予の取消事由

#### ○必要的取消事由（第1の1(1)）

ア 刑の一部の執行猶予の言渡し後に更に罪を犯し，禁錮以上の刑に処せられたとき。

イ 刑の一部の執行猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

ウ 刑の一部の執行猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ，その刑について刑法第25条の規定による執行猶予の言渡しがなかったことが発覚したとき。

ただし，刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者が，同条第1項第2号に掲げる者であるときは，この限りでない。

※ウは，初入者に対する刑の一部の執行猶予のみの取消事由

### 現行刑法の執行猶予取消事由

#### ○必要的取消事由（刑法第26条）

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ，その刑について執行猶予の言渡しがなかったとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ，その刑について執行猶予の言渡しがなかったとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

（ただし，第3号の場合において，猶予の言渡しを受けた者が第25条第1項第2号に掲げる者であるとき，又は次条第3号に該当するときは，この限りでない。）

（※第26条柱書中のただし書に規定）

#### ※関連参考条文

刑法第25条 次に掲げる者が3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは，情状により，裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間，その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても，その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその執行を猶予された者が1年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け，情状に特に酌量すべきものがあるときも，前項と同様とする。ただし，次条第1項の規定により保護観察に付せられ，その期間内に更に罪を犯した者については，この限りでない。

### 刑の一部の執行猶予の取消事由

#### ○裁量的取消事由（資料第1の1(2)）

ア 刑の一部の執行猶予の言渡し後に更に罪を犯し，罰金に処せられたとき。

イ 参考試案第1の2により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

#### ○他の刑の執行猶予の取消し （資料第1の1(3)）

(1)及び(2)により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは，執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても，その猶予の言渡しを取り消さなければならないものとする。

### 現行刑法の執行猶予取消事由

#### ○裁量的取消事由（刑法第26条の2）

一 猶予の期間内に更に罪を犯し，罰金に処せられたとき。

二 第25条の2第1項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず，その情状が重いとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ，その執行を猶予されたことが発覚したとき。

#### ○他の刑の執行猶予の取消し （刑法第26条の3）

前二条の規定により禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは，執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても，その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

刑法第25条による  
刑の執行猶予の取消事由

○ 必要的取消事由（資料第2）

- 1 猶予の期間内に更に罪を犯して刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたとき。
- 2 猶予の言渡し前に犯した他の罪について刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたとき。
- 3 猶予の言渡し前に他の罪について刑の一部の執行猶予を言い渡されたことが発覚したとき。  
ただし、猶予の言渡しを受けた者が刑法第25条第1項第2号に掲げる者であるときは、この限りでない。

現行刑法の執行猶予取消事由

○ 必要的取消事由（刑法第26条）

- 一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しが無いとき。
- 二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しが無いとき。
- 三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。  
(ただし、第3号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第25条第1項第2号に掲げる者であるとき、又は次条第3号に該当するときは、この限りでない。)  
(※第26条柱書中のただし書に規定)